

佐賀県告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月十八日

佐賀県知事 古 川 康

一(一) 解除に係る保安林の所在場所

嬉野市嬉野町大字下宿字一本松甲二七六八の七六、甲二七六八の七七、甲二八七四の一二から甲二八七四の一五まで、甲二八七四の一九、甲二八七四の二一、甲二八七四の二二、甲二八七四の二四、甲二八七四の二五、甲二八七四の六〇、甲二八七四の七一

一(二) 保安林として指定された目的

干害の防備

一(三) 解除の理由

公園用地とするため

二(一) 解除に係る保安林の所在場所

嬉野市嬉野町大字下宿字一本松甲二七六八の七六、甲二七六八の七七、甲二八七四の一二から甲二八七四の一五まで、甲二八七四の一九、甲二八七四の二一、甲二八七四の二二、甲二八七四の二四、甲二八七四の二五、甲二八七四の六〇、甲二八七四の七一

二(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

二(三) 解除の理由

公園用地とするため